<一般社団法人設立に至る経緯>

2009年11月14日 第13回評議員会

理事会と規約委員会において本会を公益法人とすることを想定した調査を行い、その可能性について次回の第 14 回評議員会に報告していただくことになった。

その後の理事会・規約委員会

公益法人と認定されるには厳しい要件があり、多くの時間と労力を要することから、一般社団 法人とすることを考えて定款案などを準備し、評議員会の承認が得られれば 2010 年内の設立 を目指すこととして第 14 回評議員会に諮ることになった。

2010年10月30日 第14回評議員会

理事会の報告と定款の骨子は承認され、定款条文を整備して公証役場の認証を得て 法務局に登記申請すること、会則などの規約を定款と整合するように改正すること、など は理事会と規約委員会に一任することとされた。

2010年11月29日 文京公証役場における定款の認証

一般社団法人日本薬剤疫学会定款の認証を受けた。

2010年12月17日 第65回理事会

定款の認証を得たことを報告し、会則などにおける役員の任期など、定款に合わせて修正が必要となる点を確認したが、法人設立には想定外の費用を要すること、会計を現状の任意団体から法人に移管する準備に時間を要すること、などの問題について審議した結果、会員にこの状況をお知らせして志による寄付をお願いし、登記は 2011 年の初めに遅らせることになった。

2011年1月11日 主たる事務所の所在地の決議

登記の準備として、設立時の社員3名(久保田理事長、海老原規約委員長、楠事務局長) によって、主たる事務所を現在の事務所におくことを決議した。

2011年1月21日 東京法務局に登記申請

登記は主たる事務所の所在地の決議から2週間以内とされることから、大安吉日のこの日を選び、登記申請を行った。

2011年1月25日 登記の完了

法務局の確認が終わって登記は完了となり、一般社団法人日本薬剤疫学会

の設立日は 2011 年 1 月 21 日となった。同日登記簿謄本(現在事項全部証明書)を取得した。

2011年1月25日 会計を法人に移管する監査

理事長、規約委員長、事務局長、監事が集まり、任意団体日本薬剤疫学会の平成 22 年度会計を法人設立の前日 1 月 20 日付で閉じた決算、法人に移管する剰余金と資産目録などについて監事の監査を受け、適正に執行されている旨確認された。

2011年1月27日 第66回理事会

第 65 回理事会以降の経過報告と設立された法人の運営についての審議を予定している。

⇒ 承認されれば、評議員にはメールにて報告し、会員には寄付のお礼をする必要がある。 定款、会則などの規約は HP に掲載し、決算、予算なども掲載が必要であろう。